

第4号 近江八幡市立運動公園野球場  
改修工事設計業務委託に係る  
測量、建設コンサルタント等  
競争参加資格審査申請書提出要項

近江八幡市

## 近江八幡市測量、建設コンサルタント等競争参加資格審査申請について

近江八幡市が発注する第4号 近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務委託のプロポーザルに参加を希望する方で、近江八幡市測量・建設コンサルタント等競争参加資格をお持ちでない方は、以下の要領により申請してください。なお、登録は当該案件についてのみ有効です。

1 審査基準日  
公告日

2 受付期間、時間及び場所

- (1) 受付期間 公告のとおり
- (2) 受付時間 公告のとおり
- (3) 受付場所 公告のとおり
- (4) 提出方法 **持参又は郵送**

※郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

3 提出部数 1部

4 有効期間 令和3年度発注の「第4号 近江八幡市立運動公園野球場改修工事設計業務委託」に係るプロポーザルに対してのみ有効とする。

5 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 証明日現在において総ての税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者、及び生計を共にする者を、法人である場合にはその役員、及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、または関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

- (4) その営業に関し法律上必要とする登録を受けた者であること。
- (5) 申請される事務所において技術職員及び事務職員の適正な配置で業務が行われていること。
- (6) 地方税法第321条の3及び近江八幡市税条例第44条の規定による市県民税の特別徴収を行っていること。

## 6 入札参加希望業種

入札参加希望業種は次に掲げるとおりとする。

略号	入札参加希望業種	入札参加することができる資格を有する者
建事	建築設計監理業務	建築士法第23条第1項の規定により一級建築士事務所の登録を受けた者

## 7 提出方法及び提出書類

### (1) 提出方法

ア 提出書類を下記番号順(①～⑯)にA4ファイル(緑色系)に綴じて提出すること。

イ A4ファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記載すること。

ウ ⑰返信用封筒についてはファイルに綴じこまないこと。外れないようにダブルクリップ等でファイルに挟むこと。

### (2) 提出書類

提出書類	様式	必要書類
① 提出書類整理表	別様式	○
② 競争参加資格審査申請書	指定様式1	○
③ 経営規模等総括表	指定様式2	○
④ 登録証明書または登録通知書(写)※1	発行官公署の様式	△
⑤ 現況報告書(写)	発行官公署の様式	△
⑥ 納税証明書(写)※1 (未納がないことを証するもの)	発行官公署の様式	○
⑦ 技術者経歴書	指定様式3	○
⑧ 営業所一覧表	指定様式4	○
⑨ 市内事務所等調書	指定様式5	△
⑩ 印鑑証明書(写)※1	発行官公署の様式	○
⑪ 商業登記簿謄本(写)※1	管轄法務局の様式	△
⑫ 業務経歴書	指定様式6	○
⑬ 財務諸表(写)	指定様式なし	△
⑭ ISOの登録書(写)及び付属書(写)	審査登録機関発行	△
⑮ 誓約書	指定様式7	○
⑯ 特別徴収実施確認依頼書兼開始誓約書	指定様式8	△
⑰ 返信用封筒	長形3号	○

※1 発行後3箇月以内のものに限ります。

「○」については、必須項目、「△」については、該当する場合のみ提出が必要

## 8 提出書類作成上の留意事項

- (1) 文字は黒インキ又は黒ボールペンを使用して、楷書でわかりやすく記入こと。  
(各枠内に入るゴム印又はタイプは可)

### (2) 記載要領等について

#### ① 提出書類整理表

- ア 提出書類に従い確認の上、チェック欄にチェックし、ファイルに綴じこむこと。  
イ 市内とは、本店、支店、営業所等を近江八幡市に有し登録する者、市外とは、近江八幡市以外の本店、支店、営業所等で登録する者。

#### ② 競争参加資格審査申請書――（指定様式1）

- ア 新規・更新の区分の□欄は該当する方を☑とすること。  
申請日は、持参する日を記入すること。  
イ 申請者  
住所、商号又は名称及び代表者氏名は、本社（本店）について記載すること。  
ウ 委任先  
本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合は記入すること。  
エ 入札参加希望業種  
前記「7 入札参加希望業種」から、第1希望業種を第1希望欄に略号を記載すること。  
オ 実印及び使用印  
本店又は委任を受けた事務所の入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領等に使用する印鑑（丸印（代表社印）とする、ただし、会社名のみ印影は不可）を押印のこと。  
カ 担当者氏名及び連絡先記入欄  
本申請について、本市より問い合わせを行うときに連絡する担当者及び連絡先を記入すること。

#### ③ 経営規模等総括表――（指定様式2）

- 提出書類⑭財務諸表に基づき計算の上、記入し提出すること。  
ア 「業種区分」の欄には、入札参加希望業種を含む業種毎に実績高を記載すること。  
イ 「直前第1年度分決算」とは基準日に確定した決算を含む過去1事業年度の決算を、「直前第2年度分決算」とは直前第1年度の前の事業年度の決算を、「年間平均実績高」とは両決算の年平均をそれぞれいう。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

#### ④ 登録証明書又は登録通知書（写）――（発行官公署の様式）

- ア 登録を受けている業務内容が全て確認できること。（追加、更新の登録を含む。）  
イ 登録証明書は、申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。  
ウ 国土交通省に現況報告書（建設コンサルタント）を提出している者は、登録証明書又は登録通知書（写）を省略することができる。  
エ 建築設計監理業務において、支店・営業所等で登録を希望される場合は、当該事務所で受けている建築士事務所登録の証明書を提出すること。

#### ⑤ 現況報告書（写）――（発行官公署の様式）

- 建設コンサルタントの登録を受けている者は提出すること。ただし、財務諸表が⑬と重複する場合は、重複部分を省略することができる。

⑥ 納税証明書（写）――（発行官公署の様式）

ア 下表で該当するものを提出すること。

個人	市内の本店で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	市内の支店・営業所等で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
法人	市内の本店で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	市内の支店・営業所等で登録	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの。 II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

イ 申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

ウ 国税の納税証明については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。

・法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3）

・個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）

エ 都道府県税について、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。

都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等にお問い合わせ下さい。なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道県については、直近の2年度分の「法人県（都道）税」「法人事業税」の納税証明書の提出で可とする。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「特例猶予」という。）、国税通則法（納税の猶予）及び国税徴収法（換価の猶予）に基づく猶予制度を活用されている事業者については、以下のいずれかの条件を満たすことで直近の2年度分の「法人県（都道）税」「法人事業税」の納税証明書の提出で可とする。

(ア) 納税通知書に記載の未納税額について、特例猶予を受けていることが納税証明書に記載されていること。

(イ) 納税証明書に記載の未納税額について、特例猶予を受けていることが証明できる書類（納税の猶予許可通知書等）を提出できること。

カ 近江八幡市税については、収納・債権対策課又は安土未来づくり課にて証明を受けてください。証明書の発行については手数料、委任状等が必要になりますので事前に収納・債権対策課までご確認ください。

⑦ 技術者経歴書――（指定様式3）

ア 土木、建築、設備又は職種の各別に作成すること。また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）毎にまとめて行い、その直前の氏名欄に、かっこ書きで該当営業所名を記載すること。

イ 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校の別を記載すること。

ウ 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律または命令による免許または技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。（例：〇〇建築士、〇〇施工管理技士等）

- エ 「業務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等の業務に従事した職種及び地位を記載すること。
- オ 独自様式で技術者名簿等を作成している者のうち、必要項目（指定様式3に掲載されている項目全て）の記載がある場合に限り、指定様式に代えて提出しても可とする。
- ⑧ 営業所一覧表――（指定様式4）
- ア 「名称」の欄には、本店、支店又は常時契約を締結する事務所を全て記載すること。
- イ 本市と契約を締結する事務所に赤のアンダーラインを引くこと。
- ウ 独自様式で営業所一覧表を作成している者のうち、必要項目（指定様式4に掲載されている項目全て）の記載がある場合に限り、指定様式に代えて提出しても可とする。
- ⑨ 市内事務所等調書――（指定様式5）
- ア 市内の本店・支店・営業所等で登録する場合は提出すること。
- イ 事務所の所在地は住宅地図をコピーしたものを添付でもよい。
- ⑩ 印鑑証明書（写）――（発行官公署の様式）
- ア 登録印鑑の原寸の写しであること。（拡大、縮小の写し不可）
- イ 鮮明で、照合等が容易であること。
- ウ 申請時の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。
- ⑪ 商業登記簿謄本（写）――（管轄法務局の様式）
- ア 法人で登録を受ける場合は添付すること。
- イ 申請時の3箇月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。
- ⑫ 業務経歴書――（指定様式6）
- ア 登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類各別に作成すること。
- イ 直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- ウ 下請については、「発注者」の欄には元請負業者の商号又は名称を記載し、「件名」の欄は下請件名を記載すること。
- エ 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- オ 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。
- カ 独自様式で業務経歴書等を作成している者のうち、必要項目（指定様式6に掲載されている項目全て）の記載がある場合に限り、指定様式に代えて提出しても可とする。
- ⑬ 財務諸表（写）――（指定様式なし）
- 直前第1年度分決算の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書等）の写しを提出すること。
- ⑭ ISOの登録書（写）及び付属書（写）
- ア 国際規格のISO 認証取得をしている者は、品質システム（ISO9000'S）及び環境マネジメントシステム（ISO14000'S）について、登録書を提出すること。
- イ 登録書に加えて付属書がある場合は付属書も提出すること。
- ⑮ 誓約書――（指定様式7）
- 近江八幡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、本社（本店）について記載することとし、使用する印鑑は実印とする。
- ⑯ 特別徴収実施確認依頼書兼開始誓約書――（指定様式8）
- ア 市内で登録を希望する方のみ提出すること。
- イ 指定様式8を持参のうえ、税務課にて確認を受けてください。
- ⑰ 返信用封筒
- ア 後日、郵送にて受領書を送付するので、必ず返信用封筒（長形3号、返信先を明記し、84円切手を貼付したもの）を同封すること。
- イ 書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付いたします。

## 9 申請書提出における注意事項

- (1) 申請受付期間以外では受付しない。
- (2) 申請書、提出書類が著しく不足している場合又は提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある

場合は受付しないので、十分確認すること。

#### 1 0 申請書提出後の変更届

- (1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等に記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。
- (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は、近江八幡市指定様式により作成すること。
- (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は、持参又は郵送等とする。
- (4) 法律上必要とする登録の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。

#### 1 1 登録取消等の処置

- (1) 競争資格審査申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止の措置を講じることがある。
- (2) 登録されている事務所に技術職員・事務職員が確認できない場合、また電話の転送等事務所としての業務運営が認められない場合、登録事務所の変更・取消の措置を講じることがある。尚、事務所の確認は、市管財契約課が行うものとし、実態調査については適宜行う。

#### 1 2 その他

市管財契約課ホームページにて、本要項に関する補足の掲載、よくある質問等に回答することがあるので確認して下さい。

#### 問い合わせ先

近江八幡市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進課

〒523-0086 近江八幡市津田町 18 番地

電 話 0748-33-6600

F A X 0748-33-3124

E-mail 048610@city.omihachiman.lg.jp